

令和2年第11回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和2年9月3日（木）

16時15分～17時30分

場所：市役所3階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について【非公開】・・・・	1
	議案第1号 北広島市準要保護世帯昼食費支援事業実施要綱の制定について・・・・・・・・	2～3
	議案第2号 北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和3年度～5年度）の策定について・・・・・・・・	3～4
	議案第3号 （仮称）第2次北広島市芸術文化振興プランの策定について・・・・・・・・	4～5
	議案第4号 令和2年度北広島市スポーツ賞等受賞者の選考について【非公開】・・・・・・・・	5
	議案第5号 令和2年度北広島市文化賞等受賞者の選考について【非公開】・・・・・・・・	5～6
	議案第6号 北広島市図書館協議会委員の任命について【非公開】・・・・	6～7
	議案第7号 旧島松駅通所整備基本計画検討委員会委員の委嘱について【非公開】・・・・・・・・	7
	議案第8号 成年年齢引き下げに係る成人式の取扱いについて・・・・	8～9
日程第3	そ の 他 (1)教育振興基本計画について・・・・・・・・	9～12
	(2)スポーツ振興基本計画について・・・・・・・・	12～15
	(3)次回の教育委員会の日程について・・・・・・・・	16
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

出席者	教育長	吉 田 孝 志	説明員	教育部長	千 葉 直 樹
	教育委員	大 山 秀 之		教育部理事	津 谷 昌 樹
	(教育長職務代理者)			教育総務課長	下 野 直 章
	教育委員	成 田 郁久美		学校教育課長	河 合 一
	教育委員	石 上 浩 子		小中一貫・教育施策推進課長	富 田 英 禎
	教育委員	高 山 隆 二		社会教育課長	吉 田 智 樹
傍聴人	1人		文化課長	笹 森 和 宏	
			エコミュージアムセンター長	丸 毛 直 樹	
			学校給食センター長兼参事	岡 謙 一	
			小中一貫・教育施策推進課主事	佐 藤 勇 輝	
			社会教育課主査	山 田 孝 博	
			社会教育課主事	坂 下 大 仁	
			記録員	教育総務課主任	田 中 加 奈

開会 16時15分

( 議 事 の 経 過 )

---

開会宣言

吉田教育長 ただいまから、令和2年第11回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日は1名の傍聴希望がございましたので、非公開案件を除き、傍聴を許可いたします。

議事に入ります前に申し上げます。

北広島市教育委員会傍聴人規則第4条の定めとおり、傍聴人の方は、私語・談話・拍手、議事に批評を加え、又は賛否を表明するなど会議の妨害となるような挙動をした場合は、退場命令の対象となりますので、ご注意ください。

---

日程第1 会議録署名委員の指名について

吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、高山委員を指名いたします。

吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、報告第1号及び議案第4号から議案第7号までが教育委員会会議規則第16条第1号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 異議なしと認め、報告第1号及び議案第4号から議案第7号につきましては、非公開といたします。

吉田教育長 次に、教育長報告についてであります。前回会議から一週間であり、報告すべき案件がないことを報告させていただきます。皆さんからご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 日程第3、議事に入ります前に、報告第1号につきましては、非公開案件となりますので、傍聴の方は退室願います。

(傍聴者、退室)

---

日程第2 報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

## 議案第1号 北広島市準要保護世帯昼食費支援事業実施要綱の制定について

吉田教育長 続きまして、議案第1号、北広島市準要保護世帯昼食費支援事業実施要綱の制定につきまして、説明をお願いいたします。

河合学校教育課長 議案第1号、北広島市準要保護世帯昼食費支援事業実施要綱の制定についてありますが、別紙のとおり要綱を制定するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

この度の要綱制定の趣旨についてであります。就学援助対象児童生徒の給食費については、就学援助制度で全額支給されているところであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施した小中学校の臨時休業に伴い給食の提供がなかったことから、臨時休業期間中、就学援助対象世帯においては昼食に係る費用負担が生じたところであります。

こうしたことから、臨時休業がなければ負担する必要がなかった昼食費用について、給食費相当分として給付することにより、就学援助対象世帯等の負担軽減を図るものであります。

要綱案については、6ページをご覧ください。

まず、第2条では、昼食費の給付の対象となる小中学校の臨時休業の期間を規定しているところであります。

次に、第3条では、昼食費の給付の対象者を定義しているところであります。就学援助対象者の他、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、就学に必要な費用の2分の1を助成する特別支援教育就学奨励費援助事業の対象者についても、臨時休業期間中に昼食に係る費用負担が生じていることから、対象者としているところであります。

次に、第4条の昼食費の額につきましては、給食の単価に提供が中止された給食の食数を乗じて得た額であります。特別支援教育就学奨励費援助事業の対象者については、当該額の2分の1とするものであります。

以上が本要綱の主な内容であり、このあとご審議いただき、議決いただけましたら、本日、9月3日より施行となるものであります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第1号、北広島市準要保護世帯昼食費支援事業実施要綱の制定につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第1号、北広島市準要保護世帯昼食費支援事業実施要綱の制定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

吉田教育長 議案第1号に関し、今後のスケジュール等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

河合学校教育課長 この度、本要綱の制定について議決をいただきましたので、本事業による今後

のスケジュールについてご説明いたします。

本事業の実施に必要な予算については、令和2年7月臨時議会における補正予算として議決、決定しているところであります。なお、本事業の給付対象者については既に特定されているため、改めての申請は不要とするものであります。今後、給付対象者には文書により通知した上で、給付対象者ごとに今月中に口座への振り込みにより給付したいと考えております。

説明は以上であります。

吉田教育長 今後のスケジュール等につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それでは、今後、事務局から説明のありましたスケジュールのとおり進めさせていただきます。

---

## 議案第2号 北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和3年度～5年度） の策定について

吉田教育長 続きまして、議案第2号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和3年度～5年度）の策定につきまして、説明をお願いいたします。

富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第2号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和3年度～5年度）の策定についてであります。北広島市教育施策審議会設置条例第2条第1号の規定に基づき、議案書8ページのとおり、北広島市教育施策審議会に対し、策定について諮問を行うため、教育委員会の議決を求めたものであります。

教育推進計画につきましては、今年度策定する教育振興基本計画（2021-2030）を着実に推進するため、毎年度策定することとしておりますが、この度、令和3年度から5年度までの教育推進計画の策定について、北広島市教育施策審議会に対し諮問を行うものであります。

なお、審議会は、例年であれば来年3月中旬頃までに計画案について答申をいただく予定とされているところでありますが、令和3年度は、市長選挙が執行されますことから、当初予算においては義務的経費や継続事業等からなる骨格予算編成が基本となります。このことから、新たな政策経費においては、基本的に選挙後の肉付予算で対応することとなりますので、今回の推進計画については、市長選挙後の市の推進計画の策定期間となります、来年秋頃に答申をいただく予定とされているところであります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第2号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和3年度～5年度）の策定につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第2号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和3年度～5年度）の策定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

議案第3号 (仮称)第2次北広島市芸術文化振興プランの策定について

吉田教育長 続きまして、議案第3号、(仮称)第2次北広島市芸術文化振興プランの策定につきまして、説明をお願いいたします。

笹森文化課長 議案第3号、(仮称)第2次北広島市芸術文化振興プランの策定についてであります。北広島市芸術文化振興審議会設置条例第2条第1号の規定に基づき、議案書10ページのとおり、北広島市芸術文化振興審議会に諮問したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

なお、今後、芸術文化振興審議会で審議していただいた後、パブリックコメント等を経て、来年度末を目途に、あらためて教育委員会会議において議案として提案させていただき、決定したいと考えております。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第3号、(仮称)第2次北広島市芸術文化振興プランの策定につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第3号、(仮称)第2次北広島市芸術文化振興プランの策定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。

吉田教育長 次に、議案第4号から議案第7号につきましては、非公開案件となりますので、傍聴の方は退室願います。

(傍聴者、退室)

---

議案第4号 令和2年度北広島市スポーツ賞等受賞者の選考について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

議案第5号 令和2年度北広島市文化賞等受賞者の選考について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

議案第 6 号 北広島市図書館協議会委員の任命について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

議案第 7 号 旧島松駅通所整備基本計画検討委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

(傍聴者、入室)

---

議案第 8 号 成年年齢引き下げに係る成人式の取扱いについて

吉田教育長 続きまして、議案第 8 号、成年年齢引き下げに係る成人式の取扱いにつきまして、説明をお願いいたします。

吉田社会教育課長 議案第 8 号、成年年齢引き下げに係る成人式の取扱いについてであります。令和 5 年 1 月以降に開催予定の成人式について、現行のとおり、当該年度に 20 歳となる者を対象として実施することについて、教育委員会の議決を求めるものであります。

平成 30 年の民法改正により、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げとなったことから、成人式の在り方について検討してきたところであります。

成人式の対象年齢や時期、在り方に関しては、現在法律による決まりはなく、各自治体の判断で実施されているところであります。18 歳での開催、20 歳での開催のそれぞれのメリット・デメリット、さらに、全国及び全道、管内の状況等につきまして調査しながら検討してまいりました。

その結果、本市においては、通常通りの 1 月開催であれば、令和 5 年 1 月以降に開催予定の成人式については、これまで通り 20 歳となる者を対象に成人式の挙行するものであります。

なお、式典の名称につきましては、18 歳が成人となることから、これまでの「成人式」という名称を変更することも含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、今年度の成人式については、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、二部制と、北海道スタイルを順守しながら開催したいと考えております。

二部制に関しましては、東部・団地地区と大曲・西の里・西部地区の二部とするところであります。

また、式典時間についても内容を簡素化し、30 分程度で行うことや、一部、二部の入れ替え時

の消毒、受付のフェイスシールド装着及び成人の皆さんへのマスク着用をお願い等の対応を考えているところであります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいま、令和5年1月以降に開催予定の成人式の取扱いについての提案、また、今年度の成人式の開催方法について報告がありました。ご質疑等ございますか。

高山委員 近隣市町村等が早めに判断して20歳対象と決定し、それに倣う市町村が多いように見受けられますけれども、18歳と判断した市町村はあるのでしょうか。

吉田社会教育課長 管内では、現在のところ、江別市が20歳を対象とすることを表明されているところです。また、石狩市をはじめ管内市町村においても同様の議論がされていると伺っているところです。近隣では、18歳を対象とした成人式を行うと決定している市町村は把握していないところであります。

大山委員 「二十歳のつどい」という名称が決定しているところが多いのですが、なかなか良い名称だと思います。本市では、名称の候補はあるのでしょうか。

吉田社会教育課長 現段階においては、決まったものではありませんが、「二十歳のつどい」が一番分かりやすい名称ではないかと考えているところです。

吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第8号、成年年齢引き下げに係る成人式の取扱いにつきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第8号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

### 日程第3 その他

吉田教育長 日程第3、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

津谷教育部理事 その他として、3点ございます。1点目として教育振興基本計画案について、2点目としてスポーツ振興基本計画案について、3点目として次回の教育委員会の日程について、お諮りいたします。

まず始めに、富田小中一貫・教育施策推進課長から、教育振興基本計画案についてご説明させていただきます。

富田小中一貫・教育施策推進課長 教育振興基本計画案についてご説明させていただきます。

事前に「北広島市教育振興基本計画(2021-2030)」の原案を配布させていただきました。分量も多いので、まず、章ごとに概要を説明させていただき、その後、章ごとに区切ってご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この計画案については、たたき台となる資料を教育委員会事務局で作成し、それを基に北広島市



教育振興基本計画策定懇談会などからご意見をいただき、いただいたご意見や北広島市総合計画の策定作業、その後の動向などを踏まえて修正等を行ったものであります。

1 ページの「はじめに」は現在調整中ではありますが、今回の教育振興基本計画策定にあたっての思いを記載することとしています。

2 ページから第 1 章「新しい北広島市教育振興基本計画について」となります。ここでは、計画の目的、計画の位置付けと体系、計画の概要について記載しています。

3 ページに体系図を掲載していますが、図の上の部分が北広島市総合計画（第 6 次）その第 2 章を受けて、北広島市教育振興基本計画が位置付けられているところです。

次に、4 ページをご覧ください。新しい「北広島市教育振興基本計画」の位置付けにつきまして、平成 30 年 6 月 5 日開催の教育委員会会議で議決いただきました、「次期北広島市教育振興基本計画（2021～2030）策定方針について」でも説明いたしましたが、現行計画と同様、北広島市総合計画（第 6 次）における教育分野を構成するものです。また、教育基本法に規定する市の教育振興のための施策に関する基本的な計画であるとともに、市の教育行政における最上位の個別計画に位置付けるものです。

同じく 4 ページですが、本市における、市長が定めるいわゆる「総合教育大綱」の策定及び取り扱いにつきましては、従来と同様、この「北広島市教育振興基本計画」を、総合教育会議における協議・調整の上で大綱に代えることが可能であることとなっているところであります。

次に、5 ページをご覧ください。本計画は、現行の計画と同様、教育基本構想を 10 年間の計画期間とし、教育基本計画部分は 5 年の計画期間で見直しを行うものとし、また、6 ページにありますとおり、3 年間の教育推進計画を策定し、毎年度ローリングを行うこととしています。

以上が第 1 章の内容となります。ご意見等をお願いいたします。

吉田教育長 ただいまの第 1 章について説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

吉田教育長 続いて、第 2 章につきまして、説明をお願いいたします。

富田小中一貫・教育施策推進課長 それでは第 2 章、「教育の動向」に移ります。7 ページをご覧ください。ここでは、我が国の教育をめぐる現状と、国・北海道における教育目標・教育施策の動向について記載しています。

7 ページからは教育をめぐる現状について、社会状況の変化とそれに伴う教育をめぐる状況変化、また SDGs の動向を、11 ページからは国・北海道における教育目標・教育施策の動向について記載しています。

以上が第 2 章の内容となります。ご意見等をお願いいたします。

吉田教育長 ただいまの第 2 章について説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

吉田教育長 続いて、第 3 章につきまして、説明をお願いいたします。

富田小中一貫・教育施策推進課長 第 3 章、「教育基本構想」に移ります。14 ページをご覧ください。ここでは、先ほどの体系図の中にある、「北広島市の教育理念」、「めざす人間像」、「教育ビジョ

ン」・「テーマ」・「視点」について記載しています。

北広島市の教育理念を記載しています。教育理念はある程度普遍的なものとなっていますが、今回は「人づくり」に重点を置き、昭和60年以來の改訂を行うこととし、締めを「未来を切り拓く人を育む」としたところであります。

15ページをご覧ください。「めざす人間像」について記載しています。現行計画では、3人の先人を踏まえ「新たな時代を担う人間像」となっていたところですが、今回、総合計画の「めざす都市像」に対応した「めざす人間像」として位置づけたところです。

17ページをご覧ください。「北広島市教育ビジョン」と「テーマ」について記載しています。今後10年間の重点事項を表現したものとして北広島市教育ビジョンを「生涯にわたる学び合いをとおして、誰もが活躍できる社会の実現」とし、テーマを「大志をいだき未来を切り拓くまち・きたひろしま」としたところです。

18ページをご覧ください。教育ビジョン・テーマを進める上での4つの「視点」について記載しています。

以上が第3章の内容となります。ご意見等をお願いいたします。

吉田教育長 ただいまの第3章について説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 続いて、第4章につきまして、説明をお願いいたします。

富田小中一貫・教育施策推進課長 次に、第4章、「教育基本計画」に移ります。19ページをご覧ください。ここにつきましては、以前教育委員会会議で議決いただいた「北広島市総合計画(第6次)のうち、教育委員会所管部分(案)」を基本とし、第2章以外に記載されることとなる教育委員会関係の施策を取り込んで作成し、北広島市教育振興基本計画策定懇談会で出されたご意見などを踏まえながら、一部修正等を行ったものであります。

以前の議決時と大きく変更となった部分につきまして説明いたします。20ページをご覧ください。政策1ですが、先ほど説明したSDGsの観点をここにも反映させています。

次に、24ページをご覧ください。政策2に学校ICT環境の整備について記載していますが、ご承知のとおり、今年度の補正予算で、国のGIGAスクール構想のもと、市としても設備等を整備しており、ここに記載されている内容につきましては修正が見込まれますので、この部分につきましては事務局の方で文言の調整をさせていただきたいと考えております。

次に、39ページをご覧ください。政策9、「開かれた教育行政の推進、確かな教育行政の運営」につきましては、北広島市総合計画(第6次)の第6章、「ともに歩む持続可能なまち」に掲載される市民参加・協働の部門を、教育委員会として位置付けるという意味で、新たに政策施策として起こしたものであります。

以上が第4章の内容となります。ご意見等をお願いいたします。

吉田教育長 ただいまの第4章について説明がありましたが、ご質疑等ございますか。

大山委員 政策1の現況と課題の最後の外国語教育の強化に関してですけれども、次の基本的方向の最後、「国際化社会に配慮した外国語教育の充実を図ります」ということを受けて、次の施策の6

番、社会の変化や課題に対応した教育の推進の黒丸の三つ目「外国語指導助手（ALT）の活用等や英語検定を受験する児童生徒を支援することなどにより、国際化社会に対応した外国語教育を推進します。」という部分ですけれども、施策については表現が弱いのではないかと思います。

現在の北広島市教育基本計画中間年度見直し版の22ページにも同様なことが書いています。英語検定等の受検支援は増えていますが、交流都市を掲げている市として、ボールパークが始まると国際的な交流がもっと増えていくと思います。これからの世の中、英語はコミュニケーションツールの一つとして重要になっていくと考えられていますので、将来につながるような表現を検討していただきたいと思います。

富田小中一貫・教育施策推進課長 市全体の中で、共生社会の担い手としての市民の在り方という部分で検討を行っているところでして、その辺の議論の進み具合によっては、新たな施策の展開が想定される可能性はあります。

ご指摘の施策については、学校教育に限られていることもあり、その関係で、今回は「等」という言葉でくくっている部分はありますが、表現につきましては検討させていただきたいと考えております。

吉田教育長 皆さんには、一昨年から策定の経過についてご意見をいただいてきましたが、各政策ごとについては、そのほか何かございませんか。

政策の柱立をみますと、前回の8つから9つになって、9番目の開かれた教育行政として、市民参加・協働や教育行政の透明化ということを新たに追加しています。

（「なし」の声あり）

吉田教育長 続いて、今後の流れ等につきまして、説明をお願いいたします。

富田小中一貫・教育施策推進課長 この後の流れにつきましてご説明いたします。40ページをご覧ください。日付が空欄となっておりますが、8月25日に教育振興基本計画策定懇談会を開催したところです。今後、もう1回開催を予定しており、懇談会から教育委員会あてに報告書を提出していただくこととしているところであります。今月開催の市議会定例会の際、常任委員会へ計画の原案について説明することとしています。その後、11月を予定しておりますが、教育委員会会議で本計画の案を決定していただき、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメント終了後、2月の教育委員会会議において「北広島市教育振興基本計画」を議案とし、議決により決定したいと考えております。正式に決定した後、改めて議会に報告することとしています。

また、先ほどご説明いたしました、総合教育会議における「総合教育大綱」の協議・調整についてであります。計画決定後の3月頃を予定しているところであります。

以上であります。

吉田教育長 ただいま、今後の流れについて説明がりましたが、全体を通してご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

吉田教育長 続いて、スポーツ振興基本計画案について、説明をお願いいたします。

吉田社会教育課長 それでは、「北広島市スポーツ振興計画案」につきましてご説明いたします。

計画策定にあたりましては、平成30年11月21日に北広島市スポーツ推進審議会への諮問し、計8回の会議で審議を行い、令和元年12月19日に同審議会から答申をいただいたところであります。

その後、関係部署と各種計画との整合性や計画の見やすさ等も考慮しながら整理を行い計画案の策定を進めてきました。

それでは、計画案についてご説明いたします。

まず始めに、計画の1ページ「第1章 計画策定にあたって」をご覧ください。

計画策定の背景についてでございますが、ライフスタイル・スポーツライフの多様化により、これまでの教育領域だけではカバーできない事象が出てきたこと、また、上位計画であります市総合計画や市教育振興基本計画が新たに策定されること、そして、2023年にボールパークが開業し、スポーツを取り巻く環境が大きく変わることが想定され、それらの変化に対応すべく、スポーツ行政のマネジメントしていくための計画が必要になってきた、という流れについて記載をしております。

次に、次ページの「計画の位置付け」をご覧ください。

計画の位置付けにつきましては、国のスポーツ基本法に基づき、策定されたスポーツ基本計画や北海道のスポーツ推進計画を斟酌いたしまして、上位計画でもある市総合計画や市教育振興基本計画と整合性を図り、下支えするものでございます。また、市の他の関連計画ともしっかりと連携してまいります。

計画期間につきましては、総合計画、教育振興基本計画と同じ、2021年度から2030年度までの10年間としております。

次に、3ページの「第2章 スポーツの定義」をご覧ください。

国におけるスポーツの意義と役割に触れたのち、当市のスポーツの定義を記載しております。

次に、5ページの「第3章 スポーツを取り巻く現状」をご覧ください。

ここでは、平成30年1月に実施いたしました市民意識調査の結果を「する」「みる」「ささえる」の3つの視点からまとめております。詳細につきましては割愛させていただきます。

次に、10ページの「第4章 計画の基本的な考え方」をご覧ください。

まず、計画の目指す姿といたしまして、先程も触れましたが、スポーツが日常生活に溶け込む10年後の姿をイメージして、「スポーツに親しみ 元気あふれるまち きたひろしま」としているところであります。

次に、目指す姿を実現するための基本理念といたしまして、「生涯スポーツ社会の実現」「豊かなスポーツライフの創造」、そして、スポーツによる挑戦、スポーツによる新たな価値を取り込んでまちづくりをしていることから、「スポーツによる新たな価値の創出」の3つを掲げております。

次に、11ページをご覧ください。基本理念を実現するための目標とし、「健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進」「競技スポーツへの支援」「スポーツライフの充実と環境整備」の3つを掲げております。こちらに関しましては、総合計画、教育振興基本計画の3つの柱と整合性をとっております。

次に、施策の体系図につきまして13ページをご覧ください。

3つの基本目標を実現すべく、6つの基本施策を19施策の方向となっているところであります。

基本施策1「だれもがスポーツに親しむ機会の創出」、基本施策2「みる・ささえるスポーツ活動の推進」、基本施策3「アスリートの育成・支援体制の整備」、基本施策4「スポーツ施設の適正な運営・管理と整備充実」、基本施策5「スポーツによるまちづくりの推進」、基本施策6「スポーツにおける新領域への挑戦」の以上6つの基本施策によりまして、施策を展開するものであります。

次に14ページからは19の施策方向について記載しているところです。

それぞれ、現状課題、施策の方向、成果指標について記載しているところです。

最後に、「第6章 計画の実現に向けて」の27ページをご覧ください。

計画を実行性のあるものにするため、市民の役割、スポーツ関連事業者・団体の役割、市の役割について記載をしております。

また、計画の進行管理につきましては、図の通りとなっておりますが、特に、スポーツ関連事業実施機関・団体とは、年に数回スポーツ政策意見交換会で施策の実効性等について検討するとともに、庁内におきましては、庁内連携検討会議を設置しまして、進捗管理をまいりまします。

以上が計画案内容のご説明でございます。

今後の流れについてであります。本日頂いたご意見等を踏まえ計画案を再度整理し、あらためて教育委員会会議に計画案をお諮りし、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメント終了後、2月の教育委員会会議において「スポーツ振興基本計画」を議案とし、議決により決定したいと考えております。

吉田教育長 ただいま、計画案及び今後の流れについて説明がりましたが、ご質疑等ございますか。

大山委員 「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」というところはよくできていると思います。スポーツも一つのコミュニケーションツールだと思うのですけれども、スポーツを通してコミュニケーションが活発になるとか、交流が深まることを明文化している部分がどこかにあればよいと思いました。

それから、成果指標には、参加者数など目に見える数字はあるのですけれども、その他にも、交流が盛んになったとか、コミュニケーションが深まったなど、うまく工夫して成果を測るような手段はないだろうかと思いました。例えば、第5章施策の展開の基本施策1に、ポイントとして、地域コミュニティの充実と書いてあったり、同じく第5章の基本施策5にも、スポーツコミュニティの概念を取り入れたスポーツなど、全体を通してスポーツという表現に焦点が行き過ぎているところがあると感じましたので、もっと生活に密着した、交流とかコミュニケーションという点も強調できればよいのではないかと思います。

吉田社会教育課長 スポーツとコミュニティの関係については、23ページのスポーツによる地域コミュニティの活性化の中に、各地区の生涯学習振興会の取組などを入れているところですが、ご指摘の点については、地域コミュニティの一つのツールとしてスポーツがあるという視点で再度、整理してみたいと思います。

成田委員 全体的にとても分かりやすく、よくできていると思うのですが、今、大山委員が言われたことを聞いていると、スポーツに対する市民の理想の見方は、コミュニティーとか頑張っって参加しなければというものではなく、気がついたらあるというイメージだと思います。ボールパークができて身近にファイターズを感じるができるようになるので、これからの市民のスポーツへの見方はどんどん変わってくると思います。

自分が生活している中で、例えば、子どもが自転車の練習をする場所がなかったり、公園で大っぴらにボールを使って遊べないということがあります。これは北広島に限ったことではないですけれども、わざわざやりに行かないとできない環境になってきている部分がとても多くあります。

そうではなく、スポーツといっても様々であり、ウォーキングもスポーツになりますし、近所で子どもたちが野球をやっているのを眺めることもスポーツに関わるものとして定義の中に入ると思っています。言い方が難しいのですが、もっと身近に感じられるような何かがあればいいと常々思っています。

ここに成果指標などが出ていますけれども、もっと身近に、例えば、公園にちょっとしたトレーニングができる線が引いてあるとか、そういうものでもよいのです。頑張ろうということではなくて、何かの遊びとか、散歩をしていてこれをちょっとやってみようという環境が理想だと思います。障がい者や小さい子、お年寄りなども関係なく、自然と親しめる何か、それをどこにということとは分からないのですが、そういうものがイメージとしてあればよいと思います。「スポーツ」という言葉がハードルの高いイメージに感じてしまうと思いました。

吉田社会教育課長 スポーツ推進審議会の中でも、スポーツの生活化といいますか、生活の中に当たり前にスポーツがあるということを議論しながら話を進めてきました。結果的に、今言われたようなハードルが高いイメージが残ってしまったかもしれません。

第5章の第1の基本施策の中の「誰もがスポーツに親しむ機会の創設」には、今、委員がおっしゃった、公園に何か遊ぶものを作ることなどは書き込んでいませんが、こういった考え方の下で、他部署と連携を取りながら、公園造りに活かしていただいたり、また、スポーツだけではなく、健康領域の方とも連携を取りながら、健康とスポーツの両輪で推進していけるよう、庁内の連携組織を立ち上げながら、横断的にスポーツ、健康の推進を図っていければと考えております。

高山委員 16ページの障がい者スポーツ、アダプテッド・スポーツとあるのですが、これはどのような内容でしょうか。

吉田社会教育課長 アダプテッド・スポーツの解説につきましては、今日出席をしております坂下からご説明させていただきます。

坂下社会教育課主事 アダプテッド・スポーツというのは、主に障がい者や女性、もしくは子ども、高齢者などの様々な身体条件に合わせ、よりプレーしやすく自由にルールを変えながらできるものとなります。具体的なスポーツとしては、ボッチャ、リアル野球盤、フロアカーリングなどがあります。

吉田社会教育課長 今、坂下主事からも話がありましたとおり、年齢、性別などに関係なく、みんなが取り組めるスポーツが基盤となって、それに合わせてルールを簡素化するスポーツの総称とし

てアダブテッド・スポーツとされています。

高山委員 分かりました。私のように、アダブテッド・スポーツと言われても、ぱっと分からない人もいるかと思います。施策の方向の中に急に出ているので、アダブテッド・スポーツの説明を注記などで追記していただければと思います。

吉田社会教育課長 アーバンスポーツなど、ところどころに新しいスポーツの名称が出ていますので、用語解説をつけたいと思います。

吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 続いて、次回の教育委員会の日程について、説明をお願いいたします。

津谷教育部理事 次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回第12回教育委員会会議についてであります。令和2年10月7日(水) 時間は15時00分から市役所3階会議室で開催させていただきたいと思います。

議案としましては、令和2年度北広島市スポーツ賞、文化賞等の受賞者について等を予定しております。

以上であります。

吉田教育長 次回、第12回教育委員会会議は、10月7日(水) 時間は15時から市役所3階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

---

#### 閉会宣言

吉田教育長 以上で第11回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

17時30分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_